

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護に従事する人材を確保するため、千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成27年千葉県条例第7号）に定める千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象事業等)

第2条 この補助金の対象事業、対象者、基準額、補助率及び対象経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体にあつてはその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、総事業費から負担金その他の収入額を控除した額、対象経費の実支出額及び別表に定める基準額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日(第5条第2号に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該通知を受理した日から1カ月を経過した日)又は事業実施翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

附則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、市町村事業については、平成28年4月1日に遡って適用する。

「千葉県福祉・介護人材確保対策事業費補助金交付要綱」は廃止する。平成27年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

6 この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

7 この要綱は、令和5年8月24日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

- 8 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。
- 9 この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。
- 10 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 対象事業	3 対象者	4 基準額	5 補助率	6 対象経費
<p>(1) 介護人材就業促進事業</p>	<p>介護分野への新規就業を促進するために実施する以下の事業</p> <p>① 小学生等を対象にした福祉・介護体験や老人ホームへの訪問</p> <p>② 中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や介護福祉士養成施設等への訪問</p> <p>③ 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換</p> <p>④ 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー</p> <p>⑤ 介護職員を対象とした合同入職式</p>	<p>介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体</p> <p>市町村</p>	<p>1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額</p>	<p>10/10</p> <p>3/4</p>	<p>報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金</p>
<p>(2) 就業促進のための研修支援事業</p>	<p>ア 以下の研修受講料に対し助成を行う事業</p> <p>① 介護職員初任者研修</p> <p>② 介護福祉士実務者研修</p> <p>③ 生活援助従事者研修</p> <p>④ その他の就業促進に資すると知事が認めた研修</p> <p>※他の補助制度による助成を受けている場合を除く。</p>	<p>市町村</p>	<p>①初任者研修 1人あたり50千円</p> <p>②実務者研修 1人あたり100千円</p> <p>③生活援助従事者研修 1人あたり25千円</p> <p>※①～③の補助基準額は、上記の額と受講費用の実費半額とを比べて低い方の額</p> <p>④その他の就業促進に資する研修 (受講料の半額) × 人数</p>	<p>3/4</p>	<p>負担金及び補助金</p>

	<p>イ 以下の研修を実施する事業（委託により実施する場合を含む。）</p> <p>① 介護職員初任者研修 ② 介護福祉士実務者研修 ③ 生活援助従事者研修 ④ その他の就業促進に資すると知事が認めた研修</p> <p>※他の補助制度による助成を受けている場合を除く。</p>	市町村	3,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3 / 4	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
<p>(3) 潜在有資格者等再就業促進事業</p>	<p>① 離職した介護福祉士等の介護分野への再就業が円滑に進むよう、掘り起こしや実態把握を行うための事業</p> <p>② 離職した介護福祉士等の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修</p> <p>③ 他分野からの離職者の介護分野への再就業を支援するため、介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験</p>	<p>介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体</p>	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	10 / 10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村		3 / 4	

(4) 介護人材マッチング機能強化事業	<p>介護分野への就業を希望する者や関心を持つ者を実際の就業や定着に繋げるために実施する以下の事業</p> <p>① サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施</p> <p>② 入職者に対して介護の仕事に馴染めるようフォローする事業</p>	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額（ただし、複数市町村を対象とした事業に限る。）	10/10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3/4	
(5) 介護人材バンク事業	職業安定法第29条に基づく無料職業紹介事業を介護分野において実施する事業（委託により実施する場合を含む。）	市町村	5,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3/4	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助金

(6) 介護人材キャリアアップ研修支援事業	ア 介護職員の知識・技能の向上やキャリアアップ等を図るために実施する以下の研修（自施設等の職員のみを対象とした研修は除く。） ① 介護施設・事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた介護職員研修 ② 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修 ③ 複数の介護施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	10/10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村		3/4	
	イ 喀痰吸引等研修（1、2号）の受講料に対し助成を行う事業 ※他の補助制度による助成を受けている場合及び都道府県の委託事業により行われる研修を除く。	市町村	1人あたり70千円 ※補助基準額は、上記の額と受講費用の実費の半額を比べて低い方の額	3/4	負担金及び補助金（テキスト教材代及び保険料に対するものを含む。）
(7) アセッサー講習受講支援事業	介護プロフェッショナルキャリア段位制度におけるアセッサー講習の受講支援を行う事業	県内の介護施設・事業所を運営する法人	1人あたり 23,650円	1/2	受講料（テキスト教材代を含む。） ※ 法人が負担する経費のみ対象

<p>(8) 介護事業所内 保育施設運営支援 事業</p>	<p>介護施設・事業所において保育施設の運営（複数の介護事業者による共同経営を含む。）を行うための経費に対し助成を行う事業</p> <p>注1) 雇用保険法施行規則第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定に基づく両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所は対象外とする。</p> <p>注2) 保育施設は、入所者定員5人以下で、保育料として1人あたり平均月額10,000円を徴収している場合とする。</p>	<p>市町村</p>	<p>補助基準額＝ （ア－イ）×2／3</p> <p>ア 保育士1人あたりの給与総額 ※180,800円×運営月数とする。ただし、24時間保育を行っている保育施設にあっては、23,410円×運営日数を加算する。</p> <p>イ 保育料収入額 ※アの運営月数（日数）における保育料収入の総額とする。</p>	<p>3／4</p>	<p>負担金及び補助金 （賃金（給与費、法定福利費等）、委託料（給与費に該当する経費）に係るもの）</p>
<p>(9) 介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業</p>	<p>介護職員が介護福祉士試験の受験要件となる介護福祉士実務者研修を受講する際に、介護施設・事業所において、研修受講日に代替職員を確保する事業</p>	<p>県内の介護施設・事業所を運営する法人</p>	<p>代替職員1人あたり 日額13,000円 （10日上限とする。）</p> <p>※ 新規の代替職員確保が困難である場合は、介護施設・事業所で雇用している非常勤の職員に限り、勤務時間の延長に係る人件費を代替職員の人件費とみなす。</p>	<p>10／10</p>	<p>代替職員の人件費 （給与、通勤手当、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料）</p>

(第1号様式)

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり、千葉県介護人材確保対策事業費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 千葉県介護人材確保対策事業費補助金所要額調書（別紙1-1）
- 4 千葉県介護人材確保対策事業費補助金支出予定額内訳書（別紙1-2- ）
- 5 千葉県介護人材確保対策事業費補助金事業計画書（別紙1-3- ）
- 6 誓約書（別紙1-4）
- 7 役員等名簿（別紙1-5）
- 8 その他参考となる資料
- 9 消費税等の計上について

←どちらかを選択してください。

- ア 交付申請額及び精算額に、消費税等を含みません
- イ 交付申請額及び精算額に、消費税等を含みます

- (注) 1 市町村が申請する場合は、誓約書及び役員等名簿の提出は不要とする。
- 2 要綱別表に記載の対象事業一つにつき、報酬・報償費・旅費等を含め、一人の講師に支払う金額の総額が100,000円を超える場合は、（別紙1-3-4「講師選定理由書」）を添付すること。
- 3 事業者が申請する場合は、消費税等を交付申請額及び精算額に含めるか含めないかを選択すること。

(別紙1-1)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金所要額調書

(単位：円)

基準額 A	総事業費 (実支出予定額) B	寄付金その他収入予 定額 C	補助対象経費 ($D=B-C$) D	選定額 E	補助率 F	補助所要額 (交付申請額) G

- (注) 1 A欄には、要綱別表の「4 基準額」欄に定める基準額を記載すること。
2 C欄には、本事業に係る寄付金その他収入（他団体からの寄付金、研修受講料等）等を記載すること。
3 E欄には、A・D欄を比較して少ない額を記載すること。
4 F欄には、要綱別表の「5 補助率」欄に定める補助率を記載すること。
5 G欄には、E欄の額にF欄の補助率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を記載すること。

(別紙1-2-2)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金支出予定額内訳書

【アセッサー講習受講支援事業】

(単位：円)

	受講予定者氏名	基準額 A	受講費用 B	受講者負担額 C	補助対象経費 D (B-C)	選定額 E (MIN(A, D))	補助所要額 (交付申請額) F (E*1/2)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合計						

(別紙 1 - 3 - 1)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業計画書

事業内容

(注) 事業実施予定日・事業実施予定場所・事業の目的・事業内容・参加予定人数等を記入してください。

(別紙1-3-2)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業計画書
【アセッサー講習受講支援事業】

受講予定者氏名	
施設・事業所名	
施設・事業所所在地	
介護業務経験年数 (うち現在の施設・事業所勤続年数)	年 月 (うち現在の施設・事業所 年 月)
施設・事業所での役職	
資格(介護関係)	
受講予定日(e-ラーニング開始予定日)	年 月 日

(注) 受講者が複数いる場合には、本様式を複写して、受講者全員分を提出すること。

(別紙1-3-3)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業計画書
【介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業】

	受講予定者氏名	研修受講期間(日数)	代替職員予定者氏名	代替職員を必要とする日数
1		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
2		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
3		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
4		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
5		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間

(注) 研修受講者、代替職員が未確定の場合は、「受講予定者A」「代替職員予定者B」等の記載でも可とする。

(別紙 1 - 3 - 4)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金事業計画書 講師選定理由書

1 講師について

氏 名：

住 所：

職 業：

2 講師略歴 (講師の有する資格、講師活動の実績を具体的に記載)

3 選定理由 (他の講師では当該事業の目的を果たすことが不可能である理由を記載)

(注) 別表に記載の対象事業一つにつき、報酬・報償費・謝礼・旅費等を含め、一人の講師に支払う金額の総額が 100,000 円を超える場合は第 1 号様式に添付すること。

(別紙1 - 4)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体にあつてはその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、役員等名簿の記載者を千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を追うものとします。

- (注) 1 代表者本人が自署で作成する場合、押印は不要とする。
2 電子申請の場合、代表者が自署又は押印した誓約書をデータ化して、電子申請に添付し、原本は申請者が保管しておくこと。
3 代表者の自署を提出する場合は本人確認書類の写し（運転免許証等）も添付すること。

(別紙1-5)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日				性別(M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人(団体)の役員等名簿に相違ありません。

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

(第2号様式)

変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付け千葉県健指指令第 号で交付決定のあった
千葉県介護人材確保対策事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県
補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

(注) 変更後の交付申請書一式を併せて提出すること。

(第3号様式)

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

千葉県介護人材確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県健指指令第 号で交付決定のあった
千葉県介護人材確保対策事業費補助金について、下記のとおり、当該事業を完了したので、千葉県
補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 千葉県介護人材確保対策事業費補助金精算書（別紙3-1）
- 4 千葉県介護人材確保対策事業費補助金支出済額予定書（別紙3-2- ）
- 5 千葉県介護人材確保対策事業費補助金事業実績報告書（別紙3-3- ）
- 6 その他参考となる資料

(別紙3-1)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金精算書

(単位：円)

基準額	総事業費 (実支出額＝税込額)	消費税等を除いた額 (税抜額)	寄付金その他収入額	補助対象経費 (E=C-D)	交付決定額	選定額	補助率	精算額
A	B	C	D	E	F	G	H	I

- (注) 1 A欄には、要綱別表の「4 基準額」欄に定める基準額を記載すること。
2 B欄には、本事業に係る総事業費(税込額)を記載すること。
3 C欄には、B欄から消費税等に係る仕入控除税額相当額を減額した額(税抜額)を記載すること。
※減額せずに申請する場合は、B欄と同額を入力してください。
4 D欄には、本事業に係る寄付金その他収入(他団体からの寄付金、研修受講料等)等を記載すること。
5 F欄には、交付決定された額を記載すること。
6 G欄には、A・E・F欄を比較して最も少ない額を記載すること。
7 H欄には、要綱別表の「5 補助率」欄に定める補助率を記載すること。
8 I欄には、 $G = A$ 又は $G = E$ の場合は、G欄の額にH欄の補助率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記載すること。
 $G = F$ の場合は、F欄の金額を記載すること。

(別紙3-2-2)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金支出済額内訳書

【アセッサー講習受講支援事業】

(単位：円)

	受講者氏名	基準額 A	受講費用(税込) B	受講費用(税抜) C	受講者負担額 D	補助対象経費 E (B-D又はC-D)	選定額 F (MIN(A, E))	精算金額 G
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
	合計							

(別紙3-3-1)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業実績報告書

事業実績

(注) 事業実施日・事業実施場所・事業の効果・事業内容・参加人数等を記入してください。

【添付書類】

・研修等の参加者氏名・所属施設・人数の確認できる名簿（任意様式）

(別紙3-3-2)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業実績報告書
【アセッサー講習受講支援事業】

	受講者氏名	受講日	
		eラーニング日	確認テスト日
1			
2			
3			
4			
5			

(別紙3-3-3)

千葉県介護人材確保対策事業費補助金 事業実績報告書
【介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業】

	受講者氏名	研修受講期間(日数)	代替職員氏名	代替職員を必要とした日数
1		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
2		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
3		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
4		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間
5		年 月～ 年 月 (計 日間)		計 日間 時間

【添付書類】 ・研修受講者ごとに、研修受講の事実が確認できるもの(例：研修修了証明書の写し、受講日程表等)

(第4号様式)

請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年 月 日付け千葉県健指達第 号で額の確定のあった
千葉県介護人材確保対策事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、
次のとおり請求します。

請求金額 金 円

預金種別	
振込先	金融機関名 支店名
口座番号	
名義人 (カナ)	

【本件責任者及び担当者名】

責任者所属名	
責任者職・氏名	
担当者所属名	
担当者職・氏名	
連絡先	

(第5号様式)

概 算 払 請 求 書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年 月 日付け千葉県健指指令第 号で交付決定のあった
千葉県介護人材確保対策事業費補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定
により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

請求金額 金 円

預金種別	
振込先	金融機関名 支店名
口座番号	
名義人 (カナ)	

【本件責任者及び担当者名】

責任者所属名	
責任者職・氏名	
担当者所属名	
担当者職・氏名	
連絡先	

(第6号様式)

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

千葉県介護人材確保対策事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県健指達第 号で額の確定の
あった千葉県介護人材確保対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額に
ついて、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| <hr/> | | |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| <hr/> | | |

【添付書類】

- ・精算内訳報告書（別紙6-1）
- ・別紙6-1の精算内訳が確認できる書類

精算内訳報告書

1 返還の有無

次のいずれかを選択してください。

- ←あてはまるものを選択してください。
- ア 消費税等の申告義務がない
- イ 消費税等を簡易課税方式により申告している
- ウ 公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人など）で特定収入割合が5%を超える
- エ 補助対象経費に係る消費税等を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となる予定
- カ 消費税等を全額控除により申告している
- キ 消費税等を一括比例配分方式により申告している
- ク 消費税等を個別対応方式により申告している

第6号様式の仕入控除税額欄に「0円」と入力

2に進む

2 仕入控除税額の算出

「カ・キ・ク」のいずれかの場合は、以下を作成してください。

(1) 課税売上割合を算出してください。

- ・ 課税資産の譲渡等の対価の額 円… (A)
- ・ 資産の譲渡等の対価の額 円… (B)

→課税売上割合 …(C)=A/B

※自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理をしている場合には、端数処理をした金額を直接入力してください。
(注) 申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません。

(2-1) 「カ」を選択した場合の仕入控除税額の算出

仕入控除税額（返還額）= 補助金確定額 × 10/110
 円 → 第6号様式の仕入控除税額欄に入力

(2-2) 「キ」を選択した場合の仕入控除税額の算出

補助対象経費の内訳（補助金により購入等した経費の内訳）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%) (D)	課税仕入額 (8%) (E)	非課税・ 不課税仕入額	合計 (F)
合計				

仕入控除税額（返還額）= 補助金確定額 × 10/110 × C × (D/F) + 補助金確定額 × 8/108 × C × (E/F)
 円 → 第6号様式の仕入控除税額欄に入力

(2-3) 「ク」を選択した場合の仕入控除税額の算出

補助対象経費の内訳（補助金により購入等した経費の内訳）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)			課税仕入額 (8%)			非課税・不課税仕入額	合計 (K)
	課税売上対応分 (G)	共通対応分 (H)	非課税売上対応分	課税売上対応分 (I)	共通対応分 (J)	非課税売上対応分		
合計								

仕入控除税額（返還額）= {補助金確定額 × 10/110 × (G/K)} + {補助金確定額 × 10/110 × C × (H/K)} + {補助金確定額 × 8/108 × (I/K)} + {補助金確定額 × 8/108 × C × (J/K)}
 円 → 第6号様式の仕入控除税額欄に入力